

沖縄振興開発金融公庫による食品等流通合理化事業に係る
食品流通改善資金融通措置要綱

平成4. 2. 3 3食流第6099号
農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和2. 4. 1 元食産第5730号

第1 目的

本要綱は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する認定計画（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）第36条の規定により法第7条の規定を適用する場合にあっては、輸出促進法第35条第2項に規定する認定輸出事業計画（以下「認定輸出事業計画」という。）。以下「認定計画」という。）に従って食品等流通合理化事業（輸出促進法第36条の規定により法第7条の規定を適用する場合にあっては、輸出促進法第34条第1項に規定する輸出事業（輸出促進法第34条第3項第1号に掲げる措置に関する部分に限る。以下「輸出事業」という。）。以下同じ。）を実施するために必要な資金を沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）から貸し付けることにより、食品等（法第2条第1項に規定する食品等をいう。以下同じ。）の流通の合理化を図り、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

第2 貸付要件等

農林漁業及び食品流通業の成長発展のためには、農林漁業者と食品等の製造業者又は販売業者との安定的な取引関係の確立や、農林漁業者の安定的な出荷先としての卸売市場の機能の高度化を図ることが重要であることに鑑み、食品等流通合理化事業の実施に必要な資金の貸付要件等は、次のとおりとする。

1 食品等生産製造提携型

本要綱において「食品等生産製造提携型」とは、認定計画に従って実施する食品等流通合理化事業のうち、食品等製造業者等（(1)のアの(ア)及び(イ)に掲げる者をいう。以下同じ。）及び農林漁業者等（(1)のイの(ア)から(ウ)までに掲げる者をいう。以下同じ。）が認定計画に従ってア及びイに掲げる措置を実施するとともに、必要に応じてイに掲げる措置と併せてウに掲げる措置を実施するもの（食品等製造業者等及び農林漁業者等が認定輸出事業計画に従ってア及びウに掲げる措置を実施するものを含む。）をいう。

ア 食品等製造業者等と農林漁業者等との間における食品等の安定的な取引関係の確立

イ 食品等の生産の用に供する施設の整備その他食品等の生産の安定を図るための措置であって、アに掲げる措置を実施するために必要なもの

ウ 品質の優れた食品等に対する一般消費者の需要に適確に対応するために必要な食品等の製造又は加工に係る業務の用に供する施設の整備であって、アに掲げる措置を実施するために必要なもの

(1) 貸付けの相手方

次に掲げる者であって認定計画に従って食品等生産製造提携型を実施するものとする。

ア 食品等製造業者等

(ア) 食品等製造業者（食品等の製造又は加工の事業を行う者をいい、中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

(イ) 食品等製造業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、消費生活協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（それぞれ中小企業者に限るものとする。）

イ 農林漁業者等

(ア) 農林漁業者

(イ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる者がその資本金又は基本財産につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を出資又は拠出している法人（(ア)又は(イ)に掲げる者がその資本金又は基本財産につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。）であって農林漁業の振興を図ることを目的とするもの

(2) 貸付金の使途

認定計画に従って行う食品等生産製造提携型であって、ア及びイに掲げる要件を満たすものを実施するために必要なウに掲げる事項とする。ただし、食品等製造業者等が行うものにあつては、公庫が認定計画に記載する農林漁業者等と融資上の取引関係を有するなど、認定計画の対象となる食品等の生産事情について特に詳細に審査し得る場合に限る。

ア 食品等の生産の安定を図ることを目的として、農林水産物の生産から食品等の製造又は加工に至る一連の流行程の総合的な改善を図るために必要な事業であること。

イ 次の事項が認定計画に明記されており、かつ、確実に達成されると認められる事業であること。

(ア) 取引量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加すること。ただし、食品等製造業者等と農林漁業者等と取引実績がない場合は、初年度の取引量と比較するものとする。

なお、取引期間が1年に満たない場合又は取引が試験的な段階とみなされる場合は、平常の取引の開始年度を初年度とする。

(イ) 食品等製造業者等と農林漁業者等との取引関係が5年以上継続すること。

(ウ) 消費者の食品等に対する評価等の情報が食品等製造業者等から適確に農林漁業者等に提供され、かつ、農林漁業者等が当該情報に基づき生産方法等の改善を行うこと。

(エ) 食品等製造業者等と農林漁業者等との契約の期間、取引量及び取引価格又は価格の基準が明確であること。

ウ 次に掲げる施設の改良、造成又は取得等

- (ア) 農林水産物の生産に必要な施設の改良、造成又は取得
- (イ) 農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良、造成又は取得
- (ウ) 農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）への出資
- (エ) 農林漁業に関連する事業を行う法人の設立のための出資であって、食品等製造業者等と農林漁業者等とが共同して行うもの
- (オ) 農林漁業者等が行う食品等の製造又は加工に係る事業用資産の取得
- (カ) (ア)から(オ)までに掲げる事項を行う場合に当該事項を効果的に実施するために必要かつ不可欠な施設の改良、造成又は取得
- (キ) 認定輸出事業計画に従って輸出事業を実施するために必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- (ク) 認定輸出事業計画に従って輸出事業を実施するために必要な他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資

(3) 貸付条件

食品等製造業者等に貸し付けられるものにあつては償還期限が 10 年を超えるものに限り、農林漁業者等に貸し付けられるものにあつては資本市場からの調達が困難なものに限るものとし、その詳細は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

(4) 貸付手続

ア 借入希望者は、借入申込書及び認定計画申請書の写しを公庫に提出するものとする。

イ 公庫は、内容を審査の上、農林水産大臣の認定がなされたことを確認して貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。

2 食品等生産販売提携型

本要綱において「食品等生産販売提携型」とは、認定計画に従って実施する食品等流通合理化事業のうち、食品等販売業者等（(1)のアの(ア)及び(イ)に掲げる者をいう。以下同じ。）及び農林漁業者等がア及びイに掲げる措置を実施するとともに、必要に応じてイに掲げる措置と併せてウに掲げる措置を実施するものを実施するものをいう。

ア 食品等販売業者等と農林漁業者等との間における食品等の安定的な取引関係の確立

イ 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備であつて、アに掲げる措置を実施するために必要なもの

ウ 品質の優れた食品等に対する一般消費者の需要に適確に対応するために必要な食品等の販売に係る業務の用に供する施設の整備であつて、アに掲げる措置を実施するために必要なもの

(1) 貸付けの相手方

次に掲げる者であつて認定計画に従って食品等生産販売提携型を実施するものとする。

ア 食品等販売業者等

(ア) 食品等販売業者（食品等の販売の事業を行う者をいい、中小企業者に限る。以下同じ。）

(イ) 食品等販売業者を構成員とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業

組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（それぞれ中小企業者に限るものとする。）

イ 農林漁業者等

(2) 貸付金の使途

認定計画（認定輸出事業計画を除く。）に従って行う食品等生産販売提携型であって、ア、イ及びエに掲げる全ての要件を満たすものを実施するために必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設若しくは販売施設若しくはア、ウ及びエに掲げる全ての要件を満たすものを実施するために必要な情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は認定輸出事業計画に従って行う食品等生産販売提携型であって、ア及びエに掲げる全ての要件を満たすものを実施するために必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設若しくは販売施設若しくはア、ウ及びエに掲げる全ての要件を満たすものを実施するために必要な情報処理施設の改良、造成若しくは取得若しくは特別の費用の支出若しくは権利の取得若しくは他の事業者の株式若しくは持分の取得若しくは他の事業者への出資とする。ただし、食品等販売業者等が行うものにあつては、公庫が認定計画に記載する農林漁業者等と融資上の取引関係を有するなど、認定計画の対象となる食品等の生産事情について特に詳細に審査し得る場合に限る。

ア 食品等の品質の管理を適確かつ効率的に行うことを目的として、生産から小売に至る一連の流行程の総合的な改善を図るために必要な事業であること。ただし、本事業の対象とする食品等は主として卸売市場外において取り扱われているものに限る。

イ 流通新技術（認定計画に係る農林水産大臣の認定前3年以内に実用化された技術をいう。）の導入を行うために必要な事業であること。

ウ 食品等の取引等の情報システム化を行うために必要な事業であること。

エ 次に掲げる事項が認定計画に明記されており、かつ、確実に達成されると認められる事業であること。

(ア) 取引量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加すること又は取引額が年間3,000万円以上となること。ただし、食品等販売業者等と農林漁業者等に取引実績がない場合は、初年度の取引量と比較するものとする。

なお、取引期間が1年に満たない場合又は取引が試験的な段階とみなされる場合は、平常の取引の開始年度を初年度とする。

(イ) 食品等販売業者等と農林漁業者等との取引関係が5年以上継続すること。

(ウ) 消費者の食品等に対する評価等の情報が食品等販売業者等から適確に農林漁業者等に提供され、かつ、農林漁業者等が当該情報に基づき生産方法等の改善を行うこと。

(エ) 食品等販売業者等と農林漁業者等との契約の期間、取引量及び取引価格又は価格の基準が明確であること。

(オ) 当該食品等生産販売提携型が農林漁業の成長発展に資するものであること。

(3) 貸付条件

食品等販売業者等に貸し付けられるものにあつては償還期限が10年を超えるもの限り、農林漁業者等に貸し付けられるものにあつては資本市場

からの調達が困難なものに限るものとし、その詳細は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

(4) 貸付手続

ア 借入希望者は、借入申込書及び認定計画申請書の写しを公庫に提出するものとする。

イ 公庫は、内容を審査の上、農林水大臣の認定がなされたことを確認して貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。

3 卸売市場機能高度化型

本要綱において「卸売市場機能高度化型」とは、認定計画に従って実施する食品等流通合理化事業のうち、卸売市場開設者等（(1)のアからエまでに掲げる者をいう。）がア又はイに掲げる措置を実施するものをいう。

ア 次に掲げる3以上の措置

(ア) 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

(イ) セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

(ウ) 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

(エ) 卸売業者及び仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

イ 次の要件に該当する卸売市場を開設する(1)のアに掲げる者が周辺の地域に所在する他の(1)のアに掲げる者と連携して実施するアの(ア)から(エ)までに掲げる1又は2以上の措置

(ア) 直近の取扱金額が50億円以上であるか、又は卸売場の面積が3000㎡以上である地方卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第4項に規定する地方卸売市場をいう。以下同じ。）であって、同法第6条第1項に規定する都道府県卸売市場整備計画において地域における生鮮食品等の集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場に位置付けられているもの（以下「地域拠点市場」という。）であること。

(イ) アに掲げる措置が併せて実施されるものであること。

(ウ) 次の事項を業務規程において定め、都道府県条例で定めるところにより、新規開設の場合にあつては都道府県知事の開設の許可を、変更の場合にあつては都道府県知事の承認を得ることにより、地域拠点市場としての条件を整備しているものであること。

a 純資産基準額、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率、資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率その他卸売業者が遵守すべき財産の状況に関する基準

なお、その基準は、中央卸売市場と同等の水準とすることを基本とし、純資産基準額については、卸売業者の純資産基準額（昭和46年6月30日農林省告示第1028号）に、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率等については、卸売市場法施行規則

(昭和 46 年農林省令第 52 号) 第 32 条に定める基準等に準じたもの
とすること。

- b 毎事業年度の業務及び財産の状況を記載した書類の備付け及び閲覧に関する事項、帳簿の区分経理に関する事項、販売の委託の申込みに対する引受けの拒否の禁止に関する事項、毎日の卸売の数量及び価格の公表に関する事項その他卸売業者が遵守すべき事項

(1) 貸付けの相手方

次に掲げる者であって認定計画に従って卸売市場機能高度化型を実施するもののうち、中小企業者に限るものとする。

ア 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 9 号の中欄に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）の開設者であって地方公共団体以外のもの

イ 卸売市場の卸売業者

ウ 卸売市場の仲卸業者

エ 卸売市場の仲卸業者の組織する事業協同組合及び事業協同小組合（第 2 の 3 のアの(エ)に掲げる措置を実施するものに限る。）

(2) 貸付金の使途

認定計画に従って卸売市場機能高度化型を実施するために必要な次に掲げる事項とする。

ア 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

イ 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

ウ 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

エ 卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資

(3) 貸付条件

償還期限が 10 年を超えるものに限るものとし、その詳細は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

(4) 貸付手続

ア 借入希望者は、借入申込書及び認定計画申請書の写しを公庫に提出するものとする。

イ 公庫は、内容を審査の上、農林水産大臣の認定がなされたことを確認して貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。